

議案第 55 号

令和元年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分
につき承認を求めることについて。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第
3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

久御山町長 信 貴 康 孝

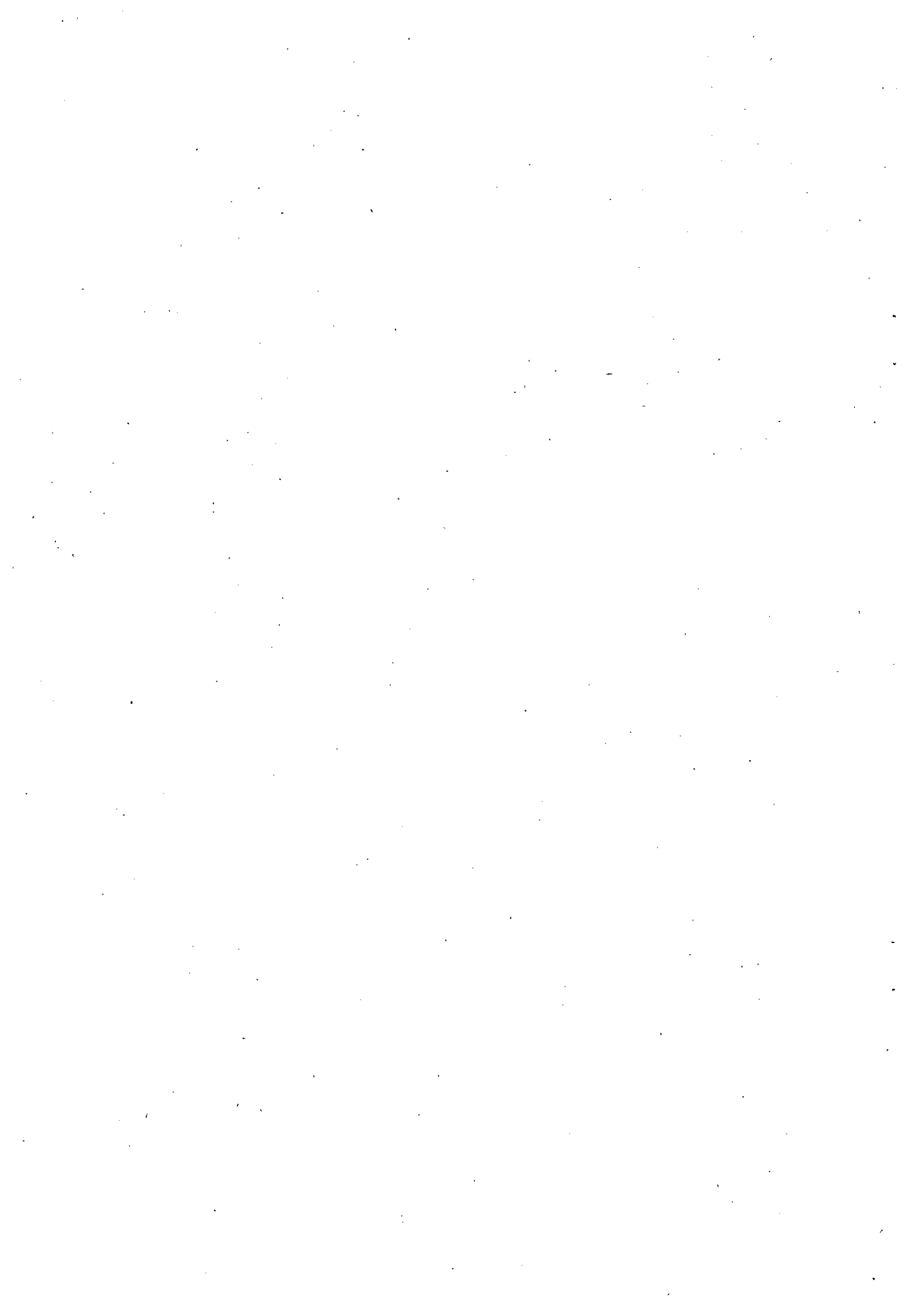


専 決 処 分 書

令和元年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

久御山町長 信 貴 康 孝



令和元年度久御山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和元年度久御山町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ255,406千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
1 保 險 料	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料
5 諸 収 入	
	1 延 滞 金 及 び 過 料
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 入	合 計

歳出

款	項
2 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	
	1 後 期 高 齡 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金
3 諸 支 出 金	
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金
歳 出	合 計

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
205,480	△3,443	202,037
205,480	△3,443	202,037
253	△209	44
1	△1	0
252	△208	44
259,058	△3,652	255,406

(単位 千円)

補正前の額	補正額	計
257,246	△3,366	253,880
257,246	△3,366	253,880
528	△286	242
331	△286	45
259,058	△3,652	255,406



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料	205,480	△3,443	202,037
5 諸 収 入	253	△209	44
歳 入 合 計	259,058	△3,652	255,406

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	257,246	△3,366	253,880
3 諸支出金	528	△286	242
歳出合計	259,058	△3,652	255,406

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	△3,443	77
0	0	△208	△78
0	0	△3,651	△1

2 歳 入

(款) 1 保 險 料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 徴 収 保 險 料	205,480	△3,443	202,037
計	205,480	△3,443	202,037

(款) 5 諸 収 入

(項) 1 延滞金及び過料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 延 滞 金	1	△1	0
計	1	△1	0

(款) 5 諸 収 入

(項) 2 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料 還 付 金	247	△203	44
2 還 付 加 算 金	5	△5	0
計	252	△208	44
歳 入 合 計	259,058	△3,652	255,406

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度特別徴収保険料	△1,743	・現年度分特別徴収保険料
2 現年度普通徴収保険料	△1,700	・現年度分普通徴収保険料

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 延滞金	△1	・延滞金

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険料還付金	△203	・保険料還付金
1 還付加算金	△5	・還付加算金

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 後期高齢者医療 広域連合納付金	257,246	△3,366	253,880			△3,443	77
計	257,246	△3,366	253,880			△3,443	77

(款) 3 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1 保険料還付金等	331	△286	45			△208	△78
計	331	△286	45			△208	△78
歳出合計	259,058	△3,652	255,406			△3,651	△1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助 及び交付金	△3,366	後期高齢者医療広域連合納付金 △3,366 19 負担金、補助及び交付金 ・ 後期高齢者医療広域連合保険料等負担金 △3,366

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
23 償還金、利子 及び割引料	△286	保険料還付金等 △286 23 償還金、利子及び割引料 ・ 保険料過誤納還付金 △281 ・ 保険料還付加算金 △5

